

介護保険負担限度額認定について

■負担限度額の認定を受けると、介護保険施設入所、ショートステイ利用時の食費・居住費の利用者負担額(日額)が下記の金額になります。

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室		従来型個室		ユニット型 個室の多床	ユニット型 個室
		特養	老健等	特養	老健等		
第1段階	300円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	390円 (600円)	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階1	650円 (1,000円)	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階2	1,360円 (1,300円)	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第4段階 (非該当)	直接施設との契約金額になります。						

※短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。

■対象施設

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

■認定の要件 次の(1)~(3)全ての要件を満たす必要があります。

(1) 市民税非課税世帯

(2) 下記いずれかの対象要件および資産要件を満たすこと

対象要件		資産要件
第1段階	①生活保護受給中の方 または、 ②老齢福祉年金受給の方	①はなし。 ②の方のみ 単身1000万円以下、 夫婦2000万円以下
第2段階	本人の年金収入額+非課税年金収入額 +その他の合計所得金額が年額80万9千円以下	単身650万円以下、 夫婦1,650万円以下
第3段階1	本人の年金収入額+非課税年金収入額 +その他の合計所得金額が年額80万9千円超120万円以下	単身550万円以下、 夫婦1,550万円以下
第3段階2	本人の年金収入額+非課税年金収入額 +その他の合計所得金額が年額120万円超	単身500万円以下、 夫婦1,500万円以下

※65歳未満の方は、収入等に関係なく、資産要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

(3) 別世帯の配偶者も市県民税が非課税であること

(世帯分離をしている場合や事実婚も含みます。)

※死亡者もしくは行方不明者、DV防止法に基づく暴力があった場合等は除きます。

※第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が対象施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者等の在宅での生計が困難になるような場合には、一定の条件を満たせば、第3段階2の負担限度額が適用される特例措置があります。詳しくは介護保険課給付担当までご相談ください。

■申請に必要な書類 次の(1)～(3)の書類をそろえて提出してください。

※生活保護受給中の方は、(2)、(3)の提出不要。

(1)	介護保険負担限度額認定申請書
(2)	同意書 別紙の「同意書」をお読みいただき、日付、住所、氏名を記入してください。
(3)	本人と配偶者の保有資産額を証明する書類全て 資産の合計が基準額以下であることを確認するため、以下の書類の提出が必要です。 通帳記帳するなど、申請日時点で最新の資産状況が分かるものを提出してください。

種類	必要な添付書類
預貯金(普通・定期)	本人および配偶者名義の全ての通帳の①②③のコピー ①通帳の見開き部分 (表紙をめくった銀行名・支店名・口座名義人が記載されている部分) ②申請日からさかのぼって、過去2か月分の取引が記入されたページ (年金振込期間を踏まえて2か月分が必要です。) ③定期預金のページ ※インターネットバンクの場合は、該当する書類として取引明細書等を印刷し、添付してください。
有価証券(株式・国債等)、 投資信託	証券会社、銀行、信託銀行等の評価額が確認できる書類のコピー
金・銀等(積立購入含)	購入先の銀行等で発行される時価評価額が確認できる書類のコピー
現金(たんす預金等)	自己申告のため、添付書類不要
負債(借入金・住宅ローン)	借用証明書等負債額と負債残高が確認できる書類のコピー (負債額は、上記資産合計額から差し引きます。)

■申請書提出先

- ①郵送 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所介護保険課 宛てに書類を郵送。
- ②窓口 申請に必要な書類(3)をご持参のうえ、宝塚市役所介護保険課(本庁2階 205 番窓口)までお越しください。

■注意事項

- ① 各支所・各サービスセンターでは受付できません。
- ② 窓口で申請される場合も認定証は即日交付できません。受付から交付まで、概ね10日程度かかります。また、転入された方は、所得照会を行うため、通常よりお時間をいただきます。
- ③ 介護保険負担限度額の適用は申請月の月初から適用されます。
例)8月末までに申請し、認定された場合は、8月1日から適用。
- ④ 認定後に預貯金等資産の合計額が基準額超過するなど認定要件に該当しなくなったときは、遅滞なく証書を介護保険課給付担当まで返却してください。
- ⑤ 虚偽の申告により、介護保険負担限度額認定を受けた場合、支給された額に最大2倍の加算金を加えて返還していただくことがあります。

【お問い合わせ先】

宝塚市介護保険課 給付担当

電話 (0797)77-2136(直通)